

平成29年2月6日

平成28年度地域型住宅グリーン化事業
採択グループ事務局 様

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

平成28年度地域型住宅グリーン化事業の第3回進捗状況調査について

平素は、地域型住宅グリーン化事業の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。
本事業については、国土交通省より平成29年1月30日付で第2回配分額の変更（第2回進捗状況調査の実施よりも後に採択通知書が発出されたグループにおいては採択）が行われ、現在各グループにおいて適切に事業実施が図られていることと思います。

今般、国土交通省からの依頼により、予算のより適切な執行を図る観点から、各グループにおける事業の進捗状況の調査を行いますので、以下の内容をご確認の上、期限内に調査票を提出して下さい。

1. 当初予算と補正予算の区別について

当初予算分の実施枠と補正予算分の実施枠を区別して、進捗状況の調査を実施します。それぞれの実施枠について、既配分額及び実施見込みを正確に入力してください。

2. 既配分額の実施見込みにおける「今後、請負契約書を締結する旨の誓約書」による申請について

今回の調査では、既配分額の実施見込みについて、交付申請済の物件や、契約済みであり交付申請が確実な物件以外で、平成29年3月末までに契約の締結が確実な物件に加え「今後、請負契約書を締結する旨の誓約書による申請」が可能な物件について、調査を実施します。

「今後、請負契約書を締結する旨の誓約書による申請」とは、工事請負契約書の写しの代わりとして当該誓約書を添付することで、交付申請をすることができるものです。

誓約書による交付申請の方法については、実施支援室のHPに詳細を掲載する予定としております。

3. 調査票記入にあたっての留意点

各グループから提出される進捗状況や追加事業実施の意向に基づき、今後、予算の再配分を実施する予定です。以下の点についてご留意いただき、別紙エクセルファイルの調査票に必要項目を入力の上、平成29年2月20日（月）までにエクセルファイルを評価事務局へメールにて提出をお願いいたします。

今回の進捗状況調査では各グループとも必ず調査票を提出して下さい。期限までに調査票の提出がない場合は、変更の要望がないものと判断します。

(1) 既配分額の実施見込みについて

- ・既配分額については、以下の①～④のそれぞれについての金額を調査票に入力してください。

- ①交付申請済みの物件
- ②契約済みであり、交付申請が確実な物件

③その他請負住宅で平成29年3月末までに契約の締結が確実な物件及び今後請負契約を締結する旨の誓約書による申請予定の金額の合計

④着手困難となる金額

- 着手困難として報告された金額については配分額を減額し、減額した配分額相当を追加実施が可能なグループに再配分する予定です。
- 補正予算分における着手困難となる金額については、結果として「補正予算分の実施枠からの交付申請戸数のうち、少なくとも半数以上は三世代同居対応住宅とする必要がある」という条件を満たすことができなくなる場合であっても、平成28年度中の着手が見込まれない金額については、すべて着手困難となる金額に入力してください。なお、最終的な配分額と実績に著しく乖離が見られたグループについては、次年度以降の採択や予算配分に予算配分に反映する場合があります。
- 補助の申請が決まった場合には、速やかな交付申請をしていただき、竣工後は速やかな完了実績の報告に努めて頂きますようご協力よろしくお願いします。

(2) 平成28年度中の追加実施について

- 追加配分を要望される場合は、契約済みの戸数と契約が見込まれる戸数をそれぞれ入力して下さい。加算措置（三世代加算）の要望戸数については、それぞれの内数で入力して下さい。
- すでに契約済みの物件については、建築主及び建設地の住所を記入例に従って入力して下さい。また、当該物件について三世代加算を希望する場合は、所定の欄で「○」を選択して下さい。
- 追加実施が可能である金額については、当初予算及び補正予算を区別した記入項目を設けてはいませんが、本調査票の集計結果に応じて追加配分が可能な場合は、当初予算分及び補正予算分の実施枠へ適宜割り振った上で配分します。
- 要望額が予算額を上回る場合は、すでに契約済みの金額に応じて優先的に配分を行いますので、要望に添えないことがあることを予めご了承ください。

4. その他留意点

- (1) 例年に比べると要望が非常に多く、ご希望に添えない配分状況となっておりますので、貴殿への配分額については確実な執行をお願いします。
- (2) 配分額の変更により追加で事業の対象となる住宅は、国土交通省からの配分額変更に関する通知発出日（準備が整い次第、発出予定）以降に着工が可能となります。
- (3) 配分額変更に関する通知発出日以降の交付申請において、中規模工務店が施工可能な補助対象住宅の戸数の算出は、再配分後の戸数により行うこととします。
- (4) 今回提出して頂く予算の執行見込みと最終的な実績に著しく乖離が見られたグループにつきましては、次年度以降の採択や予算配分に反映する場合がありますのでご留意下さい。（現時点では、次年度以降の採択や予算配分については未定です。）

(問い合わせ先・調査票の提出先)

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アトレスビル5階

一般社団法人木を活かす建築推進協議会内

TEL：03-3560-2886（平日9:30～17:00 ※12:00～13:00 除く）

FAX：03-3560-2878

提出先メールアドレス：demand@chiiki-brd.jp